平成３０年（フ）第２０号
愛知県蒲郡市一色町福地18番地５　カーザ一色101
債務者　山本　直希
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第２５号
愛知県豊橋市飯村南４丁目７番地12、従前の住所愛知県豊橋市東幸町字大山10番地の21
債務者　前田光子こと　徐　　光子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１２７号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目７番16―304号
債務者　岩永　香織（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３６号
神奈川県鎌倉市笛田５丁目38番25号　コーポ鎌倉103号室
債務者　安藤　尚子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２０号
横浜市保土ケ谷区仏向町594番地１　グリーンハイツ101号
債務者　小林　憲司
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３４６号
横浜市緑区長津田２丁目43番11号　コーポ松山Ｂ棟101号
債務者　古川　瑠美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１００号
千葉県木更津市貝渕４丁目５番21号　メゾン貝渕Ｄ、開始決定時の住所千葉県木更津市畑沢南２丁目14番３号　グラン君津202
破産者　中村　　悟
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１３２号
千葉県富津市青木４丁目15番地17
破産者　髙岸　俊介
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２２号
兵庫県芦屋市浜町９番17号
破産者　清水多加志
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７１５号
札幌市北区篠路町太平222番地
破産者　株式会社北電テクノ
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７１６号
札幌市東区北10条東16丁目１番20号
破産者　株式会社ＭＩＨホールディングス
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０９号
福岡県北九州市小倉南区大字木下853番地
破産者　株式会社松井組
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２４１号
埼玉県児玉郡美里町大字下児玉590番地
破産者　株式会社タマコン
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１２０６５号
東京都世田谷区深沢２丁目16番15号
破産者　ベスタクス株式会社
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０６６号
東京都町田市玉川学園７丁目20―５―105、開始決定時の住所東京都世田谷区上祖師谷３丁目15―15
破産者　中間　俊秀
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５６４号
東京都江東区亀戸６丁目２番２号
破産者　開発創造協同組合
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３８７号
東京都稲城市大丸630番地大丸アパート４号館501号
破産者　森下　高大
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３９４号
東京都東村山市栄町３丁目５番地１ハイツむさしの102
破産者　伊勢本　洋
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部